

# 公共用財産（法定外公共物） 管理事務の手引き

令和元年 5 月（改定）

勝山市 建設部都市建設課

総務部総務課

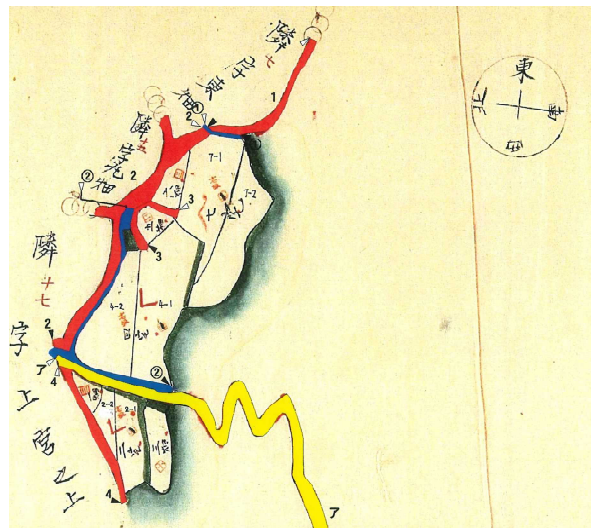
## 法定外公共物(里道・水路)について

### 法定外公共物とは

法定外公共物とは、道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用又は準用を受けないものを言います。

一般的には、里道(赤線)・水路(青線)と呼ばれており、その多くは昔から農道や農業用水路として、地域住民等によって作られ公共の用に供されていたもので、明治初期の地租改正に伴う官民有区分の実施により国有地に分類されました。

法務局に備え付けの公図などで、「道」「水」と表示されたり、赤色や青色で表示されているものです。



### 法定外公共物の譲与について

地方分権の推進を図るため、今まで国有財産であった里道・水路の法定外公共物が、平成17年3月末までに市町村に譲与されました。

これにより、財産管理、機能管理等、以前は県土木事務所で行っていましたが、現在は市が行っています。

## 法定外公共物に関する主な手続きについて

### 境界確認

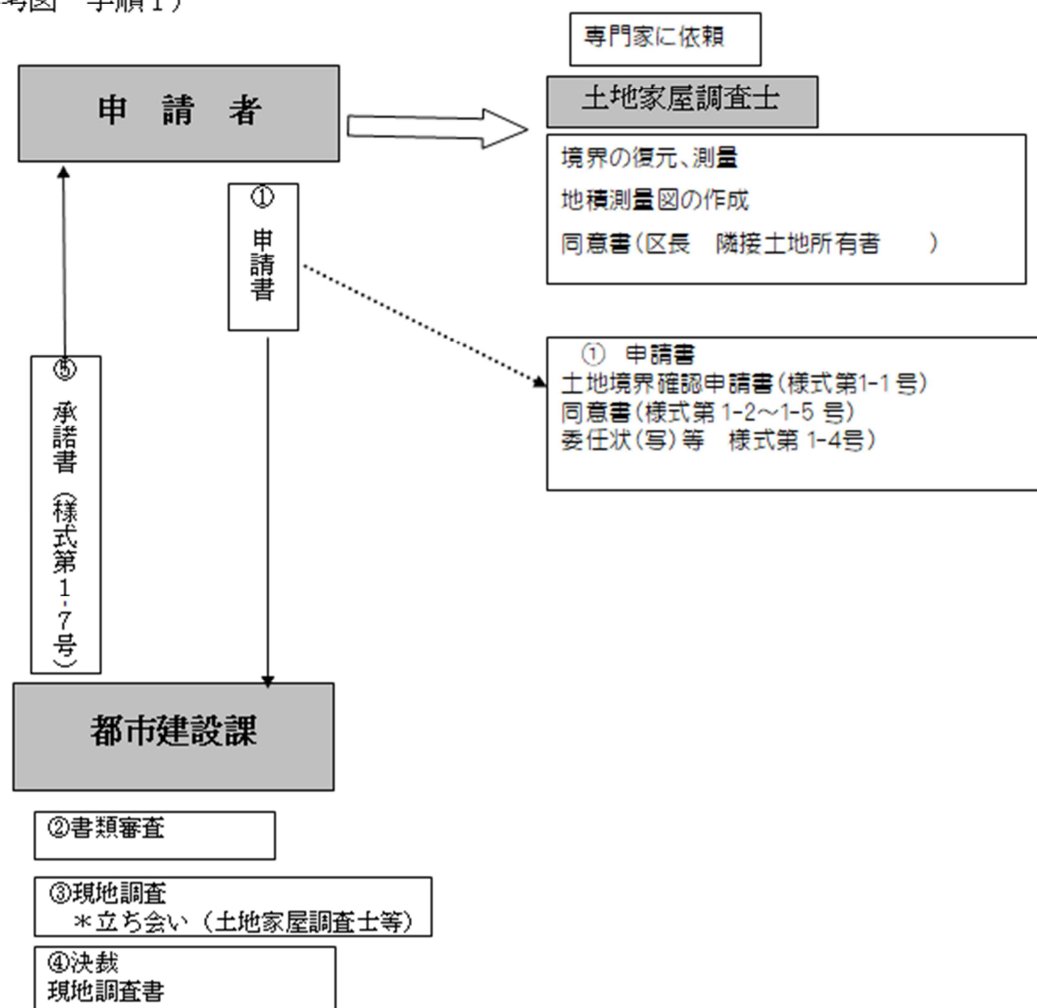
法定外公共物の境界について、立会いを行い境界の確認を行います。

#### <提出書類>

##### ✓土地境界確認申請書

添付書類: 位置図及び案内図、公図の写し、地積測量図(実測平面図)の写し、隣接土地所有者一覧表、利害関係人の同意書、申請地の全部事項証明書、委任状など

(参考図 手順1)



\* 勝山市公共用財産の境界確定事務要領…資料1参照

勝山市法定外公共物管理条例 21 条…登記手続きまでの必要が無い所有権界の協議。

## 用途廃止

法定外公共物は、その機能をすでに失っている場合、用途を廃止することができます。廃止が認められた法定外公共物は、市の普通財産として払い下げを受けることができます。

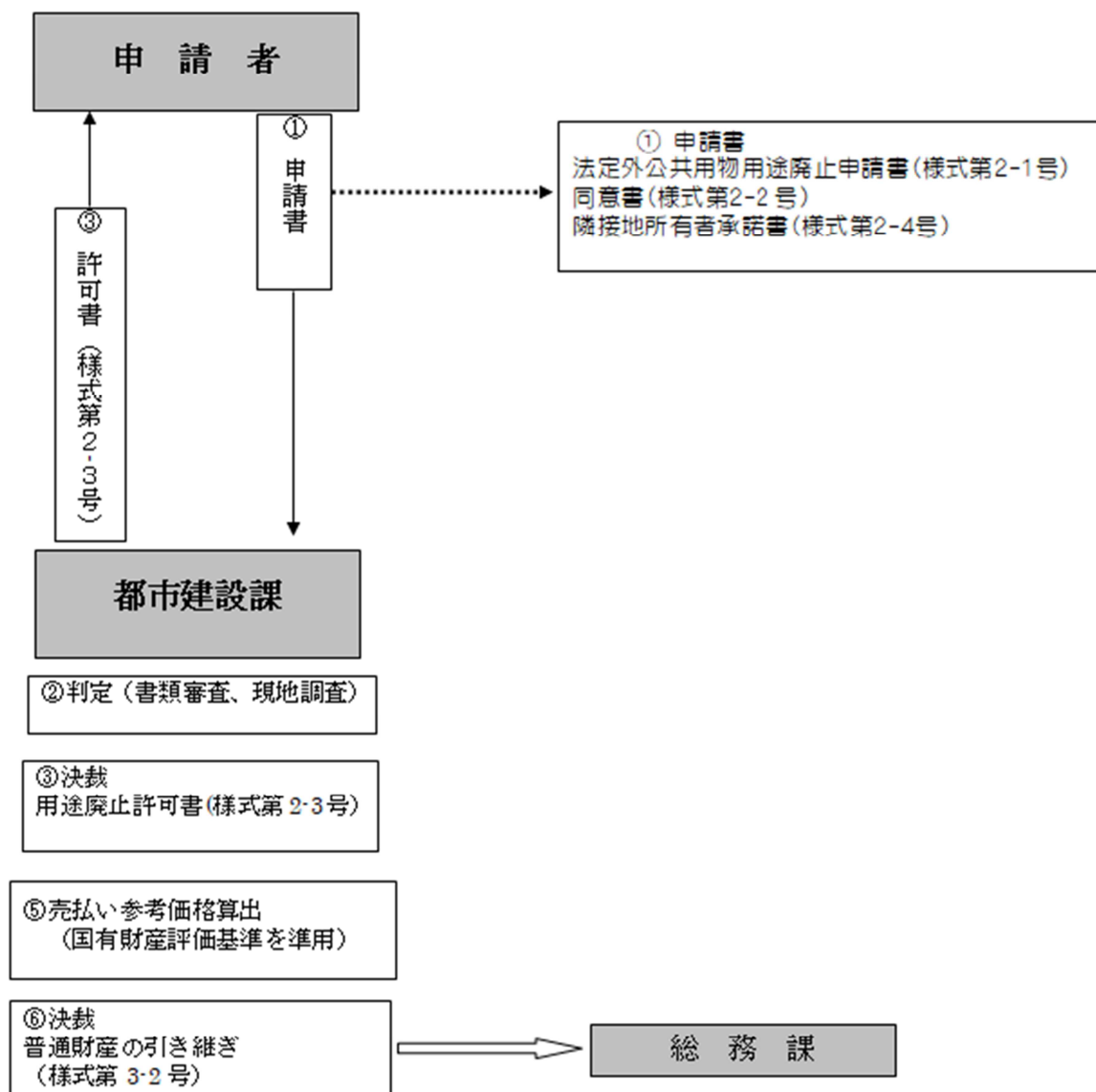
### <提出書類>

#### ✓ 法定外公共物用途廃止申請書

添付書類：位置図及び案内図、公図の写し、土地所在図の写し、地積測量図の写し、利害関係人の同意書、隣接地状況調の写し、現況写真など

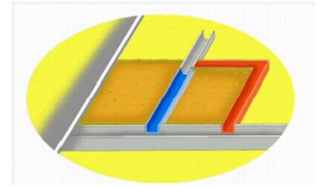
#### ✓ 普通財産売払申請書（法定外公共物の用途廃止後）

（参考図：手順2）



## 寄附採納・譲与

申請者が法定外公共物に代わるべき他の施設を設置したため、不要となった法定外公共物を廃止し、譲与を受ける場合に限り、その代替施設の寄附を申し出ることができます。



### <提出書類>

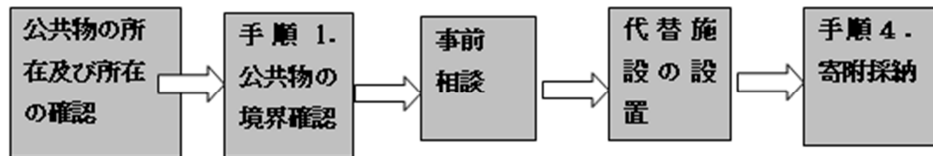
#### ・寄附採納願

添付書類：位置図及び案内図、公図の写し、土地所在図の写し、地積測量図の写し、平面図、寄附しようとする土地の全部事項証明書、現況写真など

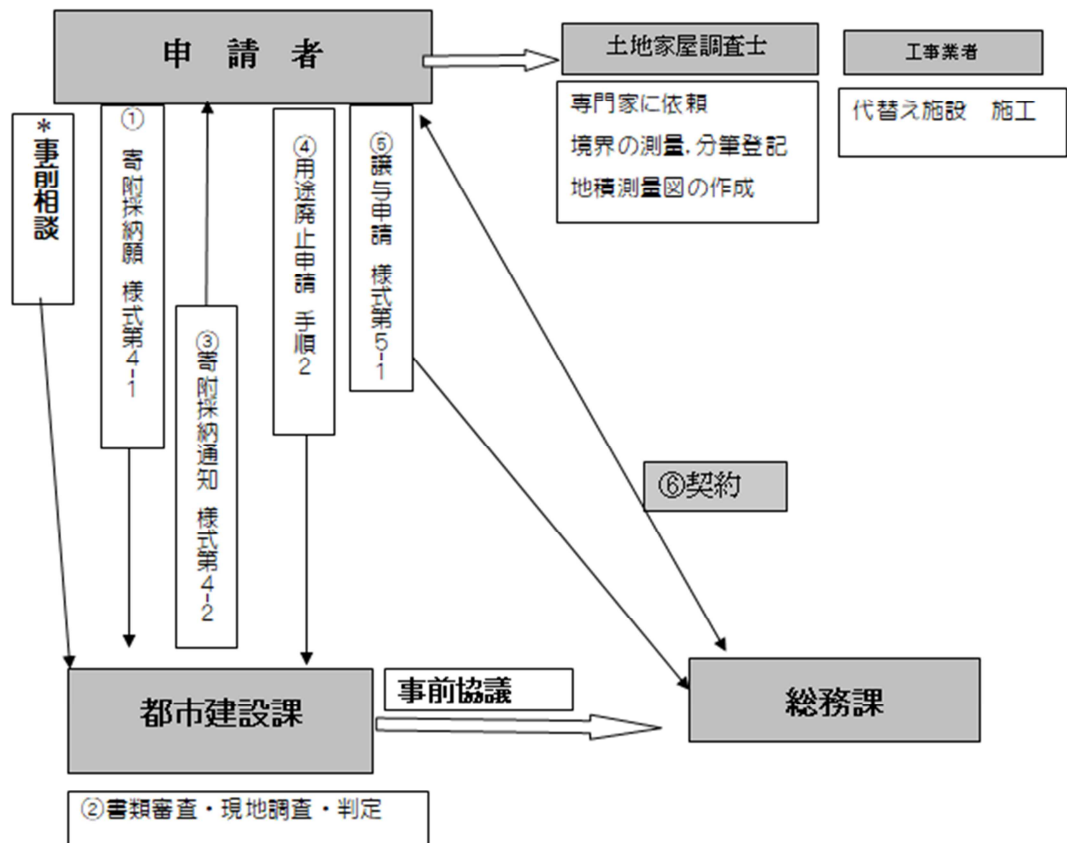
#### ・里道・水路等の譲与・無償貸付申請書

添付書類：位置図及び案内図、公図の写し、地積測量図の写し、譲与しようとする土地の全部事項証明書、土地利用計画図、利害関係人の同意書、現況写真など

### ○寄附採納の流れ

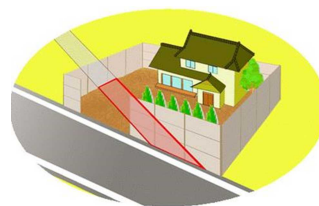


(参考図：手順4)



## 売り払い

機能の無くなった公共物は、隣接する土地の所有者等に売払うことができます。



### <提出書類>

#### ・普通財産売払申請書

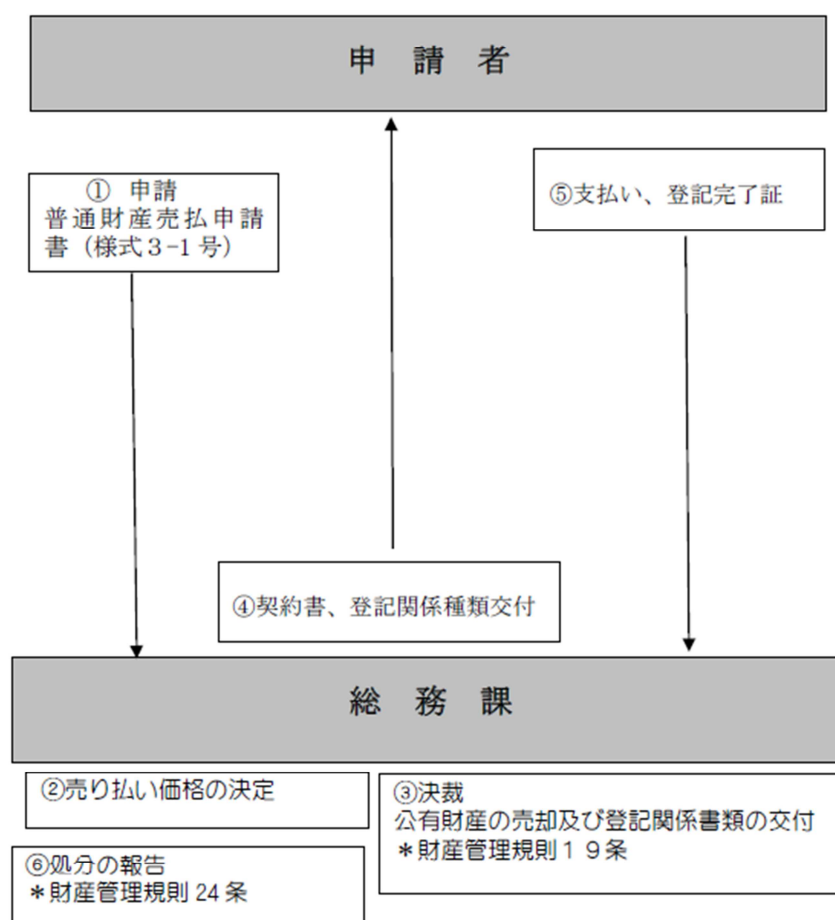
添付書類: 位置図及び案内図、公図の写し、土地所在図の写し、地積測量図の写し、利害関係人の同意書(写し可)、隣接地所有者承諾書(写し可)、現況写真など

((参考図))

売り払い手続きの流れ

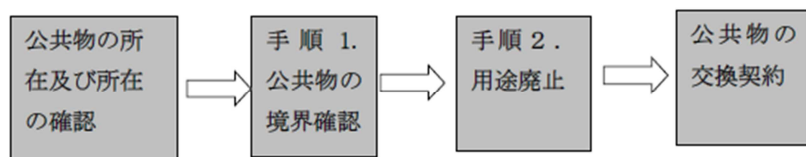
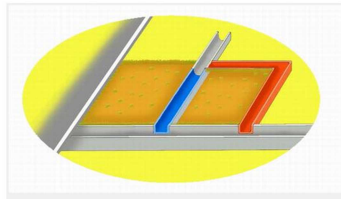


手順3. 売り払い手順

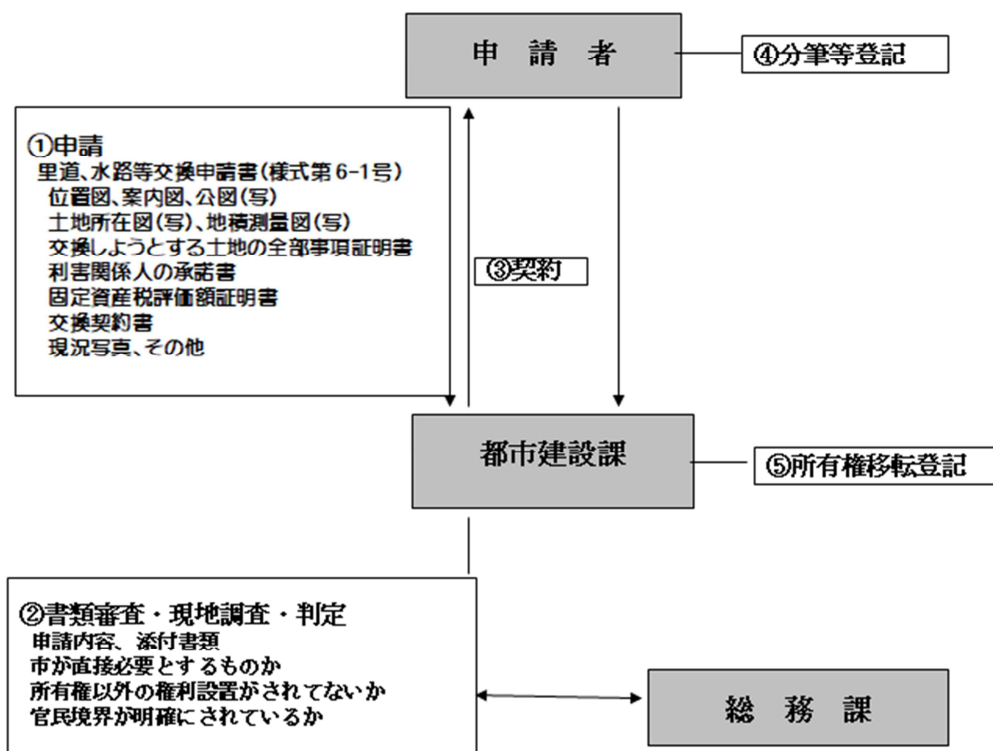


## 交 換

機能がなくなっている法定外公共物と市道等の未登記道路や現在機能を有している水路の底地と交換することができます。



(参考図)



ただし、価格の差額がその高価なものの価格の6分の1を越えない場合とし、  
 差額については金銭による補足が必要  
 交換に供する法定外公共物は、用途廃止を行い普通財産にすること。  
 交換渡財産および交換受財産とも、土地、土地の定着物および建物であること

## 土地区画整理事業について

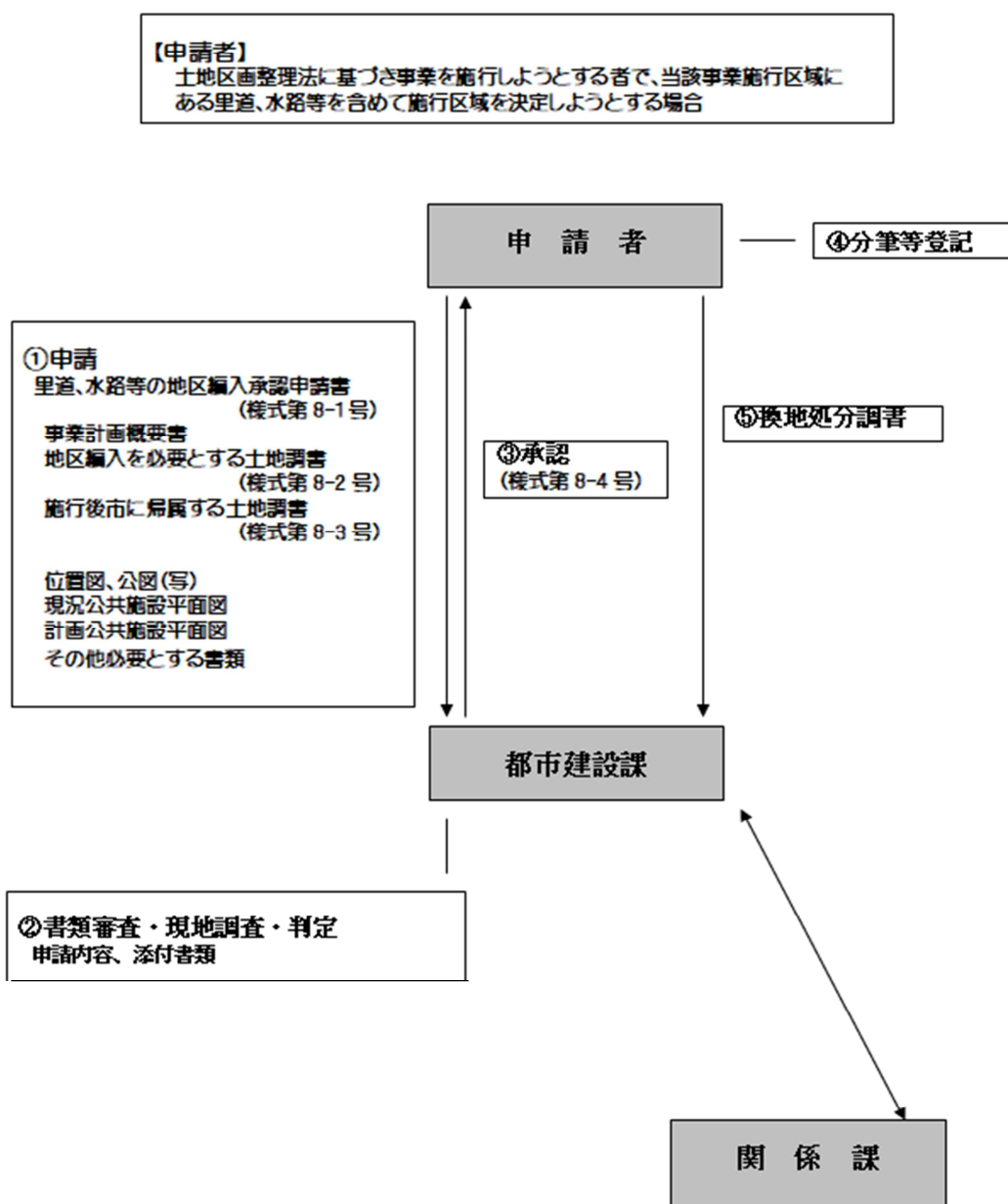
土地区画整理法に基づき事業を施行しようとする者が、当該事業施行区域にある里道、水路等を含めて事業施行区域を決定しようとするときは、その里道、水路等を管理する市の承認を得る必要があります。このことから市管理の里道、水路等の法定外公共物について必要な事務処理は、前述の手続きにより行います。

### <提出書類>

#### ・里道、水路等の地区編入承認申請書

添付書類：事業計画書、地区編入を必要とする土地調書、施工後に市に帰属する土地調書、位置図、公図の写し、現況公共施設平面図、計画公共施設平面図など

(参考図)



### 開発行為について(都市計画法第 32 条の同意)

都市計画法(以下「法」という。)第 29 条の規定に基づく許可を要する開発行為の開発行為及び開発行為に係る区域内に、里道、水路等である法定外公共物が存在する場合に必要な事務処理は、前述の手続きにより行います。

＜提出書類＞(様式第 9-1～9-4 号)

・都市計画法第 32 条の規定に基づく同意申請書

添付書類:位置図および案内図、公図の写し、土地調書、計画平面図、新旧公共施設対象図、求積図、利害関係人の同意書など

### 土地改良事業について

土地改良法に基づき事業を施行しようとする者が、当該事業施行区域にある里道、水路等を含めて土地改良区域を決定しようとするときは、その里道、水路等を管理する市の承認を得なければなりません。このことから市管理の里道、水路等の法定外公共物について必要な事務処理は、前述の手続きにより行います。

＜提出書類＞(換地計画を定める事業の場合)(様式第 7-1～7-3 号)

・里道、水路等の地区編入承認申請書

添付書類:事業計画書、地区編入を必要とする土地調書、施工後に市に帰属する土地調書など

＜提出書類＞(換地計画を定めない事業の場合)

・里道、水路等の地区編入承認申請書

添付書類:事業計画書、公図の写し、現況公共施設調書及び図面、計画公共施設調書及び図面など

**※いずれの申請の場合も事前に担当窓口までご相談ください。**

#### 【担当】

〒911-8501

福井県勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号

勝山市役所 建設部都市建設課 維持管理グループ

Tel 0779-88-8107 Fax 0779-88-8119

Mail kensetu@city.katsuyama.lg.jp